

騒音規制法の特定施設

(法第2条、施行令第1条、別表第1)

項番号	特定施設の名称
1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機 （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）※
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機 （ロール式で、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用の場合は原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用の場合は原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（帯のご盤と同じ。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械 （原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機 （シヨルト式のものに限る。）

※①冷房などの室外機における圧縮機は、騒音規制法の特定施設に該当しません。ただし、岐阜県公害防止条例（騒音）の特定施設「10. 冷凍機」に該当します。

②環境大臣が指定するものは、今のところありません。